

発達障害編

1. はじめに

発達障害には一般的に自閉症、注意欠陥・多動性障害(AD／HD)、学習障害(LD)が含まれますが、医療機関に受診する場合に最も大きな困難を呈するのは自閉症の人たちです。自閉症には知的障害を伴う場合と伴わない場合があり、伴う場合の方がより困難性が高いものの、障害特性の本質は共通しています。以下、発達障害児者の医療機関受診に係る現状、対応、課題について私論を述べます。

2. 自閉症や発達障害の人の特性

自閉症の主たる特徴としては、他の人の気持ちを読み取ることや相互的やり取りが困難、言葉及び身振り表情などを使って他の人とコミュニケーションすることが苦手、物や手順にこだわるなどがあります。さらに、感覚の特徴(聴覚、視覚、触覚、味覚、嗅覚などが敏感もしくは鈍感)、注意の向け方として細部を見て全体を見ることが苦手、得意なことと不得意のことの差が大きい(能力のアンバランス)などの特徴があります。

一言でいうと、理解の仕方や五感の感じ方が違うため、社会生活上のいろいろな困難が生じているのですが、その困難さは時として一般的な人の想像をはるかに超えています。例えば聴覚の過敏さについては、大きな音に対するうるさいと感じるよりも激しい痛みのように感じて、長時間にわたり強い精神的ダメージを受ける人もいます。このような人に対しては、音に対していくら配慮しても配慮しすぎるということはありません。

3. 苦手なことの理解と支援のための基本的姿勢

言葉を聞いて理解するのが苦手、イメージが持てない、見通しが持てない、感覚が過敏、いやな経験が残りやすい、じっとしていることができない。そのため、暴れる、パニックになる、待っていられない、その結果として、検査や治療ができないといったことがあります。

このように列挙して書いてみても、自閉症、AD／HD、LDは一般の人が全く体験したことがなく、今後体験することもない障害であり、一般の人は実際に本人たちに接し、観察し、最大限の想像力を駆使してその実態を少しずつ理解していくしかありません。

外見からわかりにくいため、誤解されることが非常に多く、しばしばわがままな子どもや人として認識されてしまいます。医療関係者は、発達障害は先天的な脳の機能障害に起因していること、親の育て方が悪くて生じた障害ではないことをしっかりと知ることが重要です。もし診療がうまくいかない場合は、その原因がすべて本人や親にあるのではなく、医療者側にも原因がある、自分たちの工夫が足りないという意識を持つところから第一歩が始まります。

4. 配慮の原則と工夫例

- 1) 言葉よりも視覚的な方法を使う: 言葉の説明だけでなく、具体物、写真、絵、文字で示すことや、モデル、実演が有効です。ただし、一人ひとり理解の仕方が違うので、一つの方法ですべてうまくいくとは限らず、いろいろな方法を用意しておく必要があります。
- 2) 具体的に指示する: 「もう少し我慢しなさい」などといったあいまいな指示よりも、「あと5分」、「あと100数えるまで」といった具体的な指示の方が分かりやすいことが多いです。
- 3) 経験しておく: CTやMRIなど見たこともない検査を予め下見をしておく、採血検査の前に自宅でゴムの駆血帯を巻いて練習してみる、経験のない検査のビデオを見せておくなどして、少しでもイメージや見通しを持たせるようにすることが効果的です。特に日常では経験したことのない感触のもの(腹部エコーのゼリーとか、心電図の電極など)を予め用意し自宅で体験しておくとよいです。
- 4) 検査や処置全体のスケジュールを明確にする: 全体の作業行程の絵や写真を一覧表にして終了した部分を消していくとか、治療に必要な道具を全部並べておいて終わったものを片付けていくことにより、見通しを持つことができます。
- 5) ご褒美を用意する: 一つの検査や治療が終了後のお菓子やゲームなどのご褒美を約束することも効果があります。
- 6) 自発性を最大限尊重する: 治療や検査が緊急でない場合、本人に治療の日程を決めてもらったり、可能な範囲で処置の順番を選択させると、自発性が高まることがあります。
- 7) 待ち時間への配慮: 待ち時間が苦手な人は多く、予約時刻を正確に守る、待合室以外で待つなどの配慮が極めて有効です。

これらの例はほんの一部に過ぎません。末尾に文献を添付しますので参考にしてください。一人一人の個人差が非常に大きいので、一つの方法でうまくいかなくても、あきらめることなく、無理することなく繰り返し工夫をすれば、検査や治療ができる確率がかなり高くなります。

5. 医療体制に関する課題と展望

1) 誰が医療の承諾をするのか

一般的に、患者さんが診療を受ける際に理解していることが望ましい事項としては以下の3点があげられます。

- ① 検査手技や治療の方法・段取り
- ② 検査手技や治療の意義・効果
- ③ 検査や治療の必要性、さらに病態や予後

この中で③についての正確な理解は、知的障害のある自閉症の人にとってはかなり困難です。そのことを理由として、多くの場合、本人の意思とは関係なく、親や家族、支援者、時に後見人が医療の代諾を行っている場合が多いのが現状です。その点についてはある程度やむを得ないかもしれません、少なくとも①について、事前に可能な限り分かりやすく説明し、本人が納得できる方法を実施していく必要があります。

す。うまく検査や治療ができた場合、本人にとって達成感という意義が得られ、さらに、治療効果を実感できた場合には②や③を体感することができます。

実は、一般の人にとっても③を正確に理解することは必ずしも容易でなく、自分の過去の体験や見聞に基づく情報や医療機関への信頼などにより判断しています。医師の促すままに承諾する場合が多いですが、逆に専門家の立場から見ると最悪に思える選択をする患者さんもいて、それも本人の選択の自由の範囲に含まれます。

障害のある人であっても、できるだけわかりやすい情報提供とそれに基づく適切な体験ができるように用意することが、判断支援のあるべき道だと思います。

2) 困窮する医療機関とバリアフリー

以前と比べて、経営が厳しくなっている医療機関が増加しています。業務の効率化やコスト削減の意識が過剰に高まっていて、医師、看護師、パラメディカルの人たちが患者さんに対してゆっくりと工夫をしている時間も、精神的余裕も削りとられてしまい、手間のかかる障害者の医療は敬遠されがちです。

しかし、最も診療が困難である自閉症や発達障害、知的障害の人に対する医療行為の工夫は、障害者全般、高齢者、小児に対する医療のバリアフリーとして大変役立ちます。さらに、すべての患者さんが納得して検査や治療を受けるための医療の質向上に役立ち、最終的には医療の効率化にも寄与することになります。

3) 情報の共有と啓発

医療機関において、障害者に対する医療のバリアフリーに関する情報の共有はまだ乏しい状況です。歯科の分野では、多くの先人の慧眼と努力により、日本障害者歯科学会をはじめとして、障害者に対する歯科医療の研究や情報の蓄積についてのしっかりととした体制が作られています。それに比べて一般的な医科医療では関係者が問題意識を共有する場 자체がほとんどありません。今後、医療のバリアフリーについての情報を集積し、医療機関から見ても納得できる実現可能な合理的配慮やインセンティブを検討し、共生社会における医療を探求する場を作ることが望まれます。

参考文献

- 1) 大屋 滋、宮原一郎：自閉症児・者に適切な医療をーその工夫と志 医療機関でのサポート・受診編・実践障害児教育 vol.406.pp26-29.学習研究社,2007.
- 2) 大屋 滋：医療機関における自閉症や知的障害のある人の支援(平成 16-18 年度千葉県障害者の総合健康診断及び人間ドックを進めるモデル事業報告書).千葉県,2007.
- 3) 大屋 滋 編著：発達障害のある人の診療ハンドブック 医療のバリアフリー(平成 19 年度厚生労働科学研究主任研究者 堀江まゆみ, 分担研究者 大屋 滋).NPO 法人 PandA-J,2008.
- 4) 大屋 滋：医療受診のバリアフリーに必要なコミュニケーションの工夫.都市問題.100(5).pp62-71,東京市政調査会,2009.
- 5) 大屋 滋：急性期医療における発達障がいへの対応.小児看護 vol.35 No.5.pp607-614,ヘルス出版,2012.

(旭中央病院脳神経外科 ・ 千葉県自閉症協会 大屋 滋)

編集者註:国土交通省より「知的障害、発達障害、精神障害のある方に対応したバリアフリー化施策」として、「応対ハンドブック」ならびに「施設整備のポイント集」が作成され公開されています。医療機関での応対(接遇)ならびに施設整備の方法としてまとめられたものではありませんが、写真や図が豊富で、基本的な考え方について参考にすることができます。

公開ページ

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000005.html

「応対ハンドブック」直接リンク

<http://www.mlit.go.jp/common/000043355.pdf>

「施設整備のポイント集」直接リンク

<http://www.mlit.go.jp/common/000045596.pdf>

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団

<http://www.ecomo.or.jp/index.html>

公共交通機関のバリアフリー情報が検索できる「らくらくおでかけネット」が提供されており、来院の際に取ることのできるよりバリアの少ない経路を検討することにも活用できます。また、公共交通機関で使用することを考慮したものですが、「コミュニケーション支援ボード」のダウンロード等もできます。

難 病 編

まえがき

私は、合理的配慮には、配慮側の“表情・言葉・振る舞い”などの、人的な要素も含まれると考えます。

まず、本稿に記した個々のエピソードは、失礼ながら

「私というALS患者(全身麻痺・人工呼吸器並びに胃瘻装着者)が、医療機関において不服あるいは不快と感じた経験、あるいは、患者仲間の同様の体験に基づくもの」

とさせて頂きます。

従いまして、文中に記す“患者”とは、概ね「喋れない、全身麻痺」の人々を指し、“問題点”と記したところは、それらの人々のパトス(激情や苦悩、受苦、受難)を、私が代弁したものとお考え下さい。

『合理的配慮』を要するケース1

①問題点：患者から依頼されたことを、医療従事者(看護師・介護士)が、返事もせずに黙って実行する

入院患者は、意思伝達装置(たいていはパソコン)の画面上に「机を前にして下さい」など患者がその時必要としていることを書くのですが、その際に医療従事者が患者の要望することを確認するための復唱すらしないまま処理を実施することには問題があると認識しています。

②問題とする理由：患者が「脅え」「怒り」などの、負の感情をいただから

患者は、「行動が制限される分、孤独で内省的になり、感覚的にも敏感・繊細になる」と、高橋正雄氏(筑波大学教授)が書いています。要望されたことを黙々と処理する医療従事者の姿を見せられると、患者は「恐い人だ」と脅えるか、「この人は何を怒ってるんだ！　私がなにをしたというんだ！」と怒りを覚えるかのどちらかになるのではないか？

もしあなたの部下が、あなたの依頼に対して黙り始めたらどうでしょう。何も感じない人は稀なのではないでしょうか？　患者が黙しているのは、後々の不便を考慮しているからです。

③すべき配慮：患者の要望を復唱する

これほど簡単に労力もかからずに済む、『合理的配慮』はないと思います。

④注意点：復唱したとしても、患者に聞こえないのでは、しないのと同じ

復唱して確認する場合でも、つぶやくのでは患者には聞き取れず、確認をしていないのと同じことです。確認をする際には、はっきりとした口調で、語尾まで患者に聞き取れるようにすることを希望します。

以前私は、私より一回り以上若い医療従事者が、私の依頼したことをし終えた際に「いい？」「大丈夫？」と、状態を確認してくれることにいささか立腹して、「『…ですか？』とは、言ってくれないのかね」と尋ねました。ところがその人は、「言っている」というのです。

女性や高齢の患者だったら、要望がしっかりと相手に伝わっているのかどうか、私のように尋ねることができるでしょうか？

『合理的配慮』を要するケース2

①問題点：患者から依頼された用事が済むやいなや、退室してしまう医療従事者(看護師・介護士)がいる

入院中のある晩のこと、尿意を催した私は、当然のことながらナースコールを鳴らしました。ところが、誰も来てくれる気配がありません。

そこで私は、失禁した時のことを考え、何回もナースコールを鳴らしました。小一時間ほど待たされた挙句、来てくれた医療従事者は、尿瓶をあてるだけで去ってしまいました。そのとき、実は私のナースコールが故障で鳴らなくなっていたとは知らずに…。

②問題とする理由：患者が困る状態になっている場合があるから

- a. 患者が困っていることに気づかれぬままにされる場合がある
- b. 来た直後に再びナースコールを鳴らすと、よほど忙しいのか、怒り出す医療従事者がいる
 - ・ 気の弱い患者であれば、次回は鳴らせない
 - ・ 気の強い患者であれば、医療従事者と争いとなり、「あの人は短気だ」というような、その患者が不利益を被るような申し送りをされて、それが虐待につながることがある

③すべき配慮：患者から依頼された用事の処理が済んでもすぐには帰らず、追加の用事がないか確認する

ケース1と同じく、これほど簡単にして労力もかからずに済む、『合理的配慮』はないと思います。

④注意点：追加でなされた依頼を、忙しさを理由に、恩着せがましくやらない

こういった態度をとられることにより、依頼した患者は、その医療機関への信頼を失くします。

『合理的配慮』を要するケース3

①問題点：医療従事者が、怒った顔で処置をする

このことの改善をないがしろにしますと、医療機関はいささか困ったことにもなりかねません。それは、フェイスブック®などのソーシャル・メディアに、「いつも怒っている職員がいる病院」という情報が書き込まれ、その情報が友達から友達へと社会に波のように広まっていくと、最後は押さえがきかなくなるからです。行政の担当者も書き込みを目にしているかもしれません。

もちろん良い情報も社会に広まりますが、やはり悪い印象は広まりやすく、なかなか拭えないものです。だからなおさら改善が重要なのです。

②問題とする理由：ケース1の理由と同じで、患者は、医療従事者の怒り顔を目で捉えた瞬間、「怒り」を感じるか「恐怖」を覚えるから

「怒り」はまだしも、「恐怖」については、それを「心理的な虐待」ととらえる方もいます。

③すべき配慮：医療従事者は、恐い顔をせずに処置をする

口角を上げる、それだけのことです。コストもかかりません。

④注意点:口角を上げることを習慣化させる

デパートは、毎日その訓練をしていると聞きます。他の業界を真似することをお勧めします。

『合理的配慮』を要するケース4

①問題点：いまだに「絶対者」としての態度で、患者に接する医療従事者(たいていは医師)がいる

最近少なくなったようにも感じますが、それは私が還暦が見える歳になっただけのことかもしれません。

さて、このことを一番問題視していると思うのは、“患者学”的講義で著名な高柳和江氏(放送大学客員教授)ではないでしょうか？ 高柳氏はクウェートで「医師と患者とは、神の下において、完全に平等である」ということを、在住して10年かけてその骨身にしみて感じたそうです。ゆえに、日本の「絶対者化」している医師の在り方に、患者の迎合も含め苦言を呈しています。

②問題とする理由：患者が、くつろいだ入院生活をおくれない

家庭での患者は、「自分が周囲の支援や犠牲のもとで生かされていることを自覚していて、謙虚な態度で生活をしている」方がほとんどです。もちろん、例外を絵に描いたような方はおられますがない、たいていの方は謙虚です。

健康な人であれば、「たまの休日、くつろごう」といった会話も家人とかわすところでしょう。ですが、病人は「たまの休日」の所が、「家族に介護休暇を与えるための入院」となり、「くつろごう」の所が、「緊張する！」になってしまします。なぜなら、病院には、「『絶対者』としての態度で、患者に接する医療従事者がいる」からなのです。

入院中、私一人の病室で、音量を小さ目に音楽を楽しんでいた所、若い医療従事者が突然乗り込んで来て、矢庭に「ここは病院です。音楽を聴く所ではありません！」と、言い放ったことがあります。驚きました。病室で、音楽を聴くことは、許されていたからです。

③するべき配慮：医療従事者は、「医療従事者と患者は、完全に平等である」ことを、患者に示す

これをすることにより、患者は緊張もすることもなく、おおらかな気持をもって、「自己決定」を医療従事者に伝えられると考えます。

④注意点：「絶対者」としての態度で、患者に接しない

人間は、なかなか習慣化できない動物なのは判ってはいますが、これをしていただかないと患者の安息の場はなくなってしまうのではないかでしょうか？

先日、政府の会議にも参加しているある経済学者が、「『医療・介護』産業の創造的破壊こそが成長戦略のカギを握る」と言いました。

このことは、私見ですが、『医療・介護』産業が、いつになるかはわからずとも、「既存の秩序に守られる」ことはなくなることを意味しています。

それにより病院は、民間での接客を見習い、患者への対応の改善を求められる可能性があると申せましょう。

ちなみに、一君万民論(いっくんばんみんろん)という、明治維新の原動力となった思想があります。それは、ただ一人の君主にのみ生來の権威・権限を認め、その他の臣下・人民の間には原則として一切の差別・身分差を認めないとする思想・主張です。

今の時代に、「士農工商」の江戸時代を感じさせる場所は病院だけです。せめて、「明治時代の文化を病院に」と、思うのは私だけでしょうか？「ふざけるな！」と、思うあなたも“これでいい”とは思ってはいなはずです。

『合理的配慮』を要するケース5

①問題点：ある病院では、入院患者に一律の服を着せているという

これを知り、皆さんの脳裏をよぎったのは、ナチのユダヤ人収容所ではないでしょうか？

②問題とする理由：患者とて人間。お洒落をしたい日もある

私は 2006 年に出版した共著書の中で「ALS 患者にもお洒落を！」と声をあげ、“アロハシャツをパジャマにしよう”を標語にしたような『アロパジャ』を提唱しました。モットーは、「不意の客にもドンとこい！」です。これ、この通りなんです。同じ病院にいらっしゃる女性患者の皆さんの中やいかばかりか。穏やかであろうはずはありません。

③すべき配慮：患者ご本人が、その日着たい服を着せて差し上げる

たったこれだけなんですが…。それができない理由があるのでどうか？ 上にあげた病院は「患者は一律の服を着ることに同意して入院してきた」を盾にすると思いますが、患者は、諸々の事情で「ここに入院せざるを得なかつた」ということでしょう…。

『合理的配慮』を要するケース6

①問題点：医療従事者が、喋れない患者にとって、すみやかに返事としての合図が出来ない質問文を、患者に投げかける

例) 医療従事者が、何かで患者が寒さを感じているのでは考えた時にする質問

I のパターン：医療従事者自身の体感を質問のニュアンスに入れなければ

- a. 寒いですか？⇒患者が寒いと感じていた場合 > 速やかにハイの合図が可能
- b. 寒いですか？⇒患者が寒いと感じていない場合 > 速やかにイエの合図が可能

II のパターン：医療従事者の暑いという体感を質問のニュアンスに入れてしまうと、質問に“意外だ”というニュアンスが入り

- c. 寒いですか？⇒患者が寒いと感じていた場合 > 患者は戸惑う
- d. 寒いですか？⇒寒いと感じていない場合 > 速やかにハイの合図が可能

III のパターン：医療従事者の寒いという体感を質問のニュアンスに入れると、質問に“同意”を求めるニュアンスが入り

- e. 寒いですよね？⇒患者が寒いと感じていた場合 > 速やかにハイの合図可能
- f. 寒いですよね？⇒寒いと感じていない場合 > 患者は戸惑う

②問題とする理由：医療従事者が、その質問に何らかのニュアンス(言外の意図や期待)を入れると、患者が合図に戸惑う場合があるから

戦前のアメリカ・シカゴで活躍していた社会心理学者ミードの自我論では、「人間はまず、聴覚で捉えた言葉を“他者の期待”としてそのまま受け入れ、次にそれに対する反応がなされる」としています。この例では、“他者の期待”は II の「意外の逆さの返事」と、III の「同意を求めるに相応する返事」となります。

私が問題視するのは、ミードの自我論が妥当なものであるとの前提条件はつきますが、患者が医療従事者の期待に応えられない場合、患者の過去の経験がバイアス(暖房の使用を拒否されたなど)となり、返事としての合図に戸惑うという点です。勿論、会話によるコミュニケーションがはかられれば、別です。

なお、ミードの思想は、21世紀という現代の状況に対して、新しい人間と社会のあり方、そして新たな思想と科学のあり方を示唆するものとして注目されています。

③すべき配慮：医療従事者が、質問を患者に投げかける場合、質問にニュアンスを入れない

④注意点：以下のような場合も、患者は戸惑う

例）医療従事者が、ニュアンスをつけずに「(散歩)に行かない？」と患者に聞けば、これも患者は返事の合図に戸惑います。

これは、質問文に“ない”という、打ち消しの助動詞を、無意識のうちに嵌入したからと考えます。「(散歩)に、行きませんか？」が、患者が戸惑わずに、“ハイ”“イエ”の合図が出来る質問だと、私は思います。

また、実はこの質問文は、医療従事者が、この「(散歩)に、行かない？」と患者に聞いた時、患者が“ハイ”的合図をして答えたのにもかかわらず“イエ”と受け取り易い質問文なのです。それを言葉に出来ない患者は、ただ黙って医療従事者の意志に従うだけなのです。

編集者註：このような質問文を否定疑問文と呼びます。否定的な形を用いることで「催促」や「依頼」「諭し」などの、質問者の何らかの意図が暗示され、肯定的な内容（文の内容を肯定形にしたときに表される内容）が、質問相手に対して期待されていると解されます。日本語を母語とし複雑な言語での回答が容易である、依頼等に応じた行為を取ることが容易である人の間では、日常的に用いる表現です。この例では、質問者である医療従事者の考えを前面に出さないように（患者さんに対して押し付けにならないように）と配慮して、誘いかけの意味で否定疑問文を用いたものと推察しますが、実際のコミュニケーションでは否定疑問文に対しては単に“ハイ”“イエ”とで応答するとは限らず、依頼等に応じた行為を取ることが要求されます*。したがって、上記からは、行為をともなって応答することが困難である人にとって、ご本人の意思を確認する際には、韻律をはっきりさせる、否定疑問文に代わる質問を行うといった工夫が求められると言えます。上記の例では「〇〇さんは散歩に行きますか？」、あるいは、話者の勧誘の意図を強めたいならば「〇〇さんは私と一緒に散歩に行きますか？」のように、“ハイ”“イエ”で答えやすい疑問文を用いることが、後者の例として適当でしょう。また、このような、質問文の形をとて言外に話者の意思を含めて伝達しようとすることは、発達障害の一部の人など他の障害のある人にとっても十分に理解することは困難です。（*参考文献：楠本徹也.東京外国语大学留学生日本語教育センター論集, 1994. ほか）

『合理的配慮』を要するケース7

①問題点：患者が答える間がないほどの、医療従事者が矢継早に質問をする

これも実際に、経験してみないとわからないと思いますが、双方に不利益をもたらします。

②問題とする理由：困った患者は質問を黙殺。それにより、医療従事者は当該患者の処置に必要とするデータが得られないから

私は胆石と頻脈を持病していましたが、病院に担ぎ込まれる前に救急車で質問攻めにあい、病院でも質問攻めにあい、結果、私は目をつむりやり過ごすことにしました。これが、双方に不利益をもたらすことには、自明のことです。

③すべき配慮：ゆっくり一つづつ質問をする

とにかく、これだけのことなんです。

『合理的配慮』を要するケース8

①問題点：患者の要望を、医療従事者が理解できない

これは、医療従事者が患者の要望を（ア）意思伝達装置の画面に表わされた文章、あるいは、（イ）文字盤

を用いた意思表示では理解できない状況をさしています。年配の患者の中には、(ア)はおろか、(イ)でさえできない方もいます。

②問題とする理由 : コミュニケーションの崩壊により、患者が心理的虐待を受けたと感じる場合があるから

年配の方ですと、前述のように意思表示に(ア)も(イ)も使えない方がいます。その場合には、患者の意思確認のためには患者の表情を読み取るしかありません。

ある病院に、それこそ病棟中に響くような声で、年配のALS患者さんを怒鳴りつける医療従事者がいました。その人は夜勤のたびに、その患者さんともめるのです。原因は、その医療従事者がその患者さんの枕の位置をうまく合わせられないことでした。これはあまりにもひどいという状態になった時、ようやくその怒鳴り声は消えました。きっと誰かが注意したのでしょう。これが、「患者の要望を、医療従事者が理解できない」時に起こる現象なのです。

③すべき配慮 : 表情を読み取る

患者ごとに、「この表情の時はこれを求めている」という情報を共有するディスカッションをした後、リスト(コミュニケーション・カルテ)を作成するのがよいと考えます。当該の患者と理解し合っている医療従事者と、同程度のコミュニケーションが図れるツールとしてのカルテです。

ところで、ビジネスの手法となりますと、多くの情報を共有するには、オフサイトミーティング*をなさることをお勧めします。医療・介護現場の現場にはそぐわないかもしれません…。

*著者註：オフサイトミーティングとは、活発な議論を促すために、あえて社外に場所を移し、日常の喧騒から離れた特別な環境で集中的にミーティングを実施することを指します。

④注意点 : 客観的な考察

主観的な感情を排除したときに、すべき配慮が見えてきます。「頭にきた！ふざけるな」では、生じた問題を深刻化させてしまいます。

『合理的配慮』を要するケース9

①問題点 : その患者独自の「して欲しいこと」を、医療従事者が無視する

- 例) a. 患者は、車椅子に移乗後、背もたれを上げる時にはひざを押さえて欲しいのに押さえない
⇒体がずり落ちる。
- b. 患者は、体位交換時には、ベッドをフラットにして欲しいのにしない
⇒体がずり落ちる。
- c. 患者は、頭を持ち上げ枕を肩につけて欲しいのに、そのまま引き下げる
⇒頭が反り返り首を痛める。

など、色々あります。

②問題とする理由 : 医療従事者が、その患者独自のして欲しいことを無視したがため、患者が虐待あるいは心理的虐待を受けたと感じる場合があるから

誰でもそうでしょうが、私も、机を真っ直ぐにしないとパソコンが打ちにくくなります。その意味では、独自のものとはいいませんが、関連する事象として記します。

ある病院での経験です。私の机(ベッドデスク)が斜めになっていました。しかたなく、ナースコールを鳴らしました。来たのは気の短い医療従事者。私は、諦めて「机の斜めを直して下さい」と、意思伝達装置の画

面に書きました。

一回目、上手くいきません。そこで再び直してくれるように依頼しました。その時でした。その医療従事者が、何か叫んだと思ったら机を蹴飛ばしたのです。そして、きびすを返し、啞然とする私を尻目に、病室を出て行つたのです。忘れられません。

③するべき配慮： その患者独自のして欲しいことを、医療従事者は、速やかに把握する

これも患者別に、その患者独自のして欲しいことの情報共有のディスカッション後、リスト(コミュニケーション・カルテ)を作成するのがよいと考えます。

④注意点： 患者が突然、以下の言葉を本来の用件の前に付けるようになったら、同僚の誰かがその患者に対して、何か道理に外れたことをしたのではないかと疑う

- ・ 恐れいりますが、
- ・ 恐縮ですが、
- ・ ご迷惑をおかけ致しますが、
- ・ 申し訳ありませんが、
- ・ お手数をおかけしますが、

(株式会社アース サボテン六高台 舟後靖彦)

参考資料

発達障害の診療を実施する小児科において、子どもの保護者の理解と協力を得るために医療従事者が実施することができる合理的な配慮

文献：堀口寿広ら：臨床精神医学 39(9), 2010.より引用改変

いつ	どんなことがあったか	それに対して実施できる合理的な配慮
予約	来院しないため、確認すると、予約した日時を忘 れている 予約した時間を過ぎて来院するが、弁解もなく平 気な顔をしている、いつも遅れてくる	予約日時を書いたカードを渡す 予約カードを診察券に貼り付ける
診察	時間に対して厳格さを求め、予約した時間を少し でも過ぎると不満を述べる 「…はどうですか？」など、開かれた質問には 適切に答えられない 質問に対する聞き返しが多い 簡潔に、起承転結を持って説明することができ ない。いったん話がそれると元に戻らない 話の中に独特の言い回し、語句がある たとえ話が通じない 診察中、熱心にメモを取る、医師との会話を録 音する 「どうして〇〇と診断できるのか？」と批判的で 診断に納得しない 検査結果に納得しない	具体的な例、選択肢を提示して質問する ゆっくりと話す 話の糸口(5W1H)を提示して項目ごとに尋ねる どのような意味合いで使用しているか確認する 「たとえば…」「…のような」といった表現を用い ない 診察終了時に話の内容を確認するだけでなく、次 回の診察時には前回の内容の確認をする 診断や検査の意味を再度説明する
治療・対応 方法の説明	提案した家庭での対応に同意するが、実際には 実施しないか、長続きしない あれこれと助言や指導を取り入れようとするが、 どれもうまくいかず落ち込んでしまう 思い込みが強く、マニュアル通りに子育てを実施 しようとする。新しい助言などは入らない マニュアルやガイドラインなどを持参して、記載 通りの治療や手順を求める	保護者自身が子どもとして経験したことを踏まえ て、具体的な支援を提案する 具体的な指標をもとに治療目標を提示してみる
診察後の行 動	次回の予約を取らずに帰ってしまう 紹介先の病院や相談機関に行く手順を理解でき ず、すべて「やってもらえる」と思って待っている	予約日時を書いたカードを渡す 予約カードを診察券に貼り付ける 保護者がどのように行動るべきか、口頭で説明 するだけでなく、簡潔な記載で手順を記載した紙 を渡す

(国立精神・神経医療研究センター 堀口寿広)

参考資料:障害者の権利擁護に関する各地の条例(抜粋)

条例の名称	障害のある人も共に暮らす千葉県立山梨県障害者幸住条例(平成5年10月14日条例第30号)	行田市尻荒、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例(平成16年12月20日条例第20号)	北海道障がい者の権利擁護並びに障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい児の福祉についての地場づくりの推進に関する条例(平成21年3月31日北海道条例第59号)	障がいのある人も共に生きる岩手県づくり条例(平成22年12月14日岩手県条例第59号)	さいたま市雄もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例(平成23年3月4日条例第6号)	
制定までの経過*	第三次障害福祉計画にて条例の必要性について審議し、平成18年9月から12月に事例募集を実施し、平成17年1月に障害者差別をなくすための研究会が立ち上げられ議論が行われた。並行して各地でカウンシーティングや勉強会が開催された。平成18年2月の県議会に提出されようとしたが条例に反対する声があり結果審査となり、再度検討したうえで平成18年10月県議会に再度提出、全会一致で可決成立了。	県担当課職員有志にて発案され作成されたが、他の課からの抵抗があり、最終的にはハーフ面での規定を主とした条例になった。	平成19年11月にDPI北海道プロツク会議のセミナーで条例の必要性が参加者と共に共有された。平成20年(2008年)から福祉団体関係者からの働きかけで道議会と民発が研究会を開設し、当事者との間で議論が開始された。結局て道議会と民発はプロジェクトチームを発足させ、関係団体からヒアリング、タクシーミーティング、障害者アンケートなどを実施し、最終的に条例案を一本化し、議員提案として県議会へ提出された。平成21年3月に全会賛成で成立した。成立後も選内各地でダウニミーティングを開催し説明を行った。	平成10年10月に大信田氏らを中心とする「障がい者への差別をなくすための県条例の制定を求める会」が発足し、11月の県議会に条例制定の請願を提出した。このときの請願は、国の動きを守りたいとの理由で総務省議事となりた。県議会にて野澤氏を招いての勉強会、翌20年1月に事例専門委員会を開催して議論を深め、議員提案として県議会へ提出された。その後県の担当課と当事者団体等との間で、各条例案作成の作業などが組み合わさって実施された。平成22年3月に県議会に各会派から参加した条例研究会が発足。議員発議の各条例案がまとめられ、パブリックコメント、住民説明会を経て12月の県議会定例会で条例案が可決された。	平成21年5月、現市長の水沼氏が1期目立候補時に条例の制定をマニフェストに掲載した。同年11月に障害者施設運営協議会に訪問。総務省を委員会とする議論が実施され、議論のアシスタントとして出席し、県議会選出議員が出席して議論を展開した。9月にはバブルワーキングを実施した。23年2月の定例議会に提出されることとなつたが自民党が修正案を提示した。結局、委員会での採決直前に自民党が修正案を取り下げ、全会一致で可決した。	
年および動き	平成19年7月1日施行	平成8年10月1日施行	平成16年12月24日成立、平成17年6月1日施行	平成21年3月31日(一部)施行、22年4月1日全面施行	平成22年12月14日施行、23年7月1日全面施行	平成23年3月施行、同年4月全面施行
障害の定義	第二条 この条例において「障害」とは、障害基本法に規定する障害及び同条第二号に規定する社会的障害により組織的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう。	身体又は精神に障害があるため、長期的な制限を受ける者	障害者基本法(昭和45年法律第84号) 第2条に規定する者で、18歳以上のものをいう。	第2条この条例において「障がい」とは、障害者基本法に規定する障害をいい、「障がい」とは同号に規定する障害者をいい。 2この条例において「障がい児」とは、障がい者のうち、18歳未満のものをいう。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 障がい：障害者基本法に規定する身体障害、知的障害又は精神障害、高次脳機能障害を含むものか、その時の社会の環境において求められる能力又は機能に達しないことにより、組織的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう。	(障害) ア 障害者基本法に規定する身体障害、知的障害若しくは精神障害又は発達障害者支援法に規定する発達障害者 (障害者) ア 前項に掲げる障害がある市民 イ 初等・中等教育に係る障害があることにより、組織的に日常生活等において活動の制限又は参加の制約を受けている市民
差別の定義	なし		(障がい者の権利擁護) 第19条 道及び道県等は、地域で暮らす障がい者の権利擁護に配慮しなければならない。 (障がい者への差別) 第20条 道及び道県等は、学校、公共交通機関、職場その他障がい者が生活するのに必要な合理的配慮(障がい者がいる者が、障がいのある者と同様に日常生活又は社会生活を営むことができるよう努めることに必要な必要な配慮)に努めるとともに、差別や不利益な扱いをしてはならない。	(障がい者の不利益な扱い) 第2条(2) 不利益な扱い 障がいがあることを理由として不利な区別、排除及び権利の制限をすること及び障がいのない人と實質的に同じ日常の生活には社会生活を営むことができるよう努めることに必要な必要な配慮(社会通念上相当と認められる程度を超えた人の負担、物的の負担、経済的の負担その他の過重な負担を課すものと認められる場合を除く)をしないこと。 第7条 何も、障がいのある人にに対し、不利益な扱いをしてはならない。 ○不利益な扱いの禁止(第7条)として、「何も、障がいのある人にに対し、不利益な扱いをしてはならない」と記載される。 ※差別や不利益な扱いが衝突する場合、また、合理的な配慮について具体的な例は条例では明記されていない。条例では合理的な配慮、差別、不利益な扱い、差別の説が並列されており、差別は上位概念となっていない。	第2条(8) 差別 次に掲げる行為をいう。 ア 障害者の氏名その他の当該障害者の身上に関する事項をみだりに用いて、当該障害者の日常生活等を妨げること。 イ カラクラまでに掲げるもののほか、正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、障害者でない者の取扱い(ばばく)をしてはならない。 ○不利益の禁止 第9条 何も、障害者に対する差別をしてはならない。 ○合理的な配慮にに基づき置換して、障害者が障害原因によって日常生活等を営む上で不可を活動することができるためには、用具又は機器の提供、建築物等は設備の改善などの他の当該障害者の特性を調整する措置とする。 ○差別行為として、日常生活等社会生活において障害者に対する必要な意思表示を阻害する時、保健医療サービスまたは福祉サービスや商品、品目に関するサービスの提供、建物交通機関の利用、情報の提供等を明示する。 ○虐待の禁止事由(千葉県、北海道条例の規定と同じ) ○条例の逐条解説は「第2条第2項における定義により、「合理的な配慮を行わないこと」「不利益な扱い」に含まれることから、合理的な配慮の欠如も禁録されることになります」と記載されている。不利益な扱いと合理的な配慮の提供を行わないこととの関係の扱い方に特徴がある。	第2条(9) 任何人都、障害者に対する差別をしてはならない。 ○合理的な配慮にに基づき置換して、障害者が障害原因によって日常生活等を営む上で不可を活動することができるためには、用具又は機器の提供、建築物等は設備の改善などの他の当該障害者の特性を調整する措置とする。 ○差別行為として、日常生活等社会生活において障害者に対する必要な意思表示を阻害する時、保健医療サービスまたは福祉サービスや商品、品目に関するサービスの提供、建物交通機関の利用、情報の提供等を明示する。 ○虐待の禁止事由(千葉県、北海道条例の規定と同じ)
責務(自治体)	(県) ①障害のある人に対する理解を広げる ②差別をなくすための施策を総合的かつ主体的に策定、実施 ③市町村と連携 ④市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない ⑤市町村は、児童等を保護するため、地域における障害者の状況等を踏まえ、障害者の自立と社会経済活動への参加の促進に関する施策を策定、実施 ⑥必要な財政上の措置を講ずるよう努める (市) ①障害者の自立と社会経済活動への参加の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定、実施 ②市町村と連携 ③市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講じよう努める ④市町村の役割 ⑤必要な財政上の措置を講じよう努める (道) ①地域づくりを推進する施策を統合的かつ計画的に策定、実施する義務 ②市町村との緊密な連携 ③市町村に対する支援等を行う支援員を配置 ④市町村の取組に対する支援等を行う支援員を配置 ⑤必要な財政上の措置を講じよう努める (市町村の役割) ①市町村は、基本理念にのっとり、当該市町村の地域の特性に応じて、それぞれの立場において、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な扱いの解消に関する施策を実施するものとする。 ②市長は、差別を受けた障害者から申立があったときは、相談支援事業者と連携して事実調査を行なう。 ③市長は、障害者に対する不利益な扱いについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な扱いの解消に関する施策を実施するものとする。 ○交流機会の拡大等) 第9条 県は、障がいのある人と障がいのない人の交流の機会の拡大及び充実を図るとともに、障がいのある人に対する不利益な扱いの解消に関する普及啓発に努めるものとする。 ○情報の提供及び意見の聴取) 第11条 県は、障がいについての理解の促進に資する情報を県民等に對し提供するとともに、障がいのある人に対する不利益な扱いの解消に関する普及啓発に努めるものとする。 ○県は、障がいのある人に対する不利益な扱いの解消に關し、県民等から意見を求める、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 ○相互連携) 第13条 県は、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な扱いの解消に関する施策の推進に當ては、障がいのある人の個体その他の社会的福祉組織団体(以下「関係団体」とい)及び市町村と緊密な連携を図るものとする。(関係団体等への支援) 第14条 県は、県民及び関係団体が主体的に行う障がいについての理解を深め、障がいのある人に対する不利益な扱いの解消に資する活動を促進するため、必要な施策を実施するものとする。 ○財政上の措置) 第16条 県は、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な扱いの解消に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。 (県) ○県は、障害のある人に対する不利益な取り扱いの解消に關し、県民等から意見を求める、必要な措置を行なうよう努める。 ○県は、障害のある人に対する不利益な取り扱い及び虐待に関する相談に応じ、これに対する助言及び調整等の必要な措置を行なう。	(市の責務) 第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な扱いの解消に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施するものとする。 (市町村の役割) 第5条 市町村は、基本理念にのっとり、当該市町村の地域の特性に応じて、それぞれの立場において、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な扱いの解消に関する施策を実施するものとする。 (市町村の役割) ○市長は、差別を受けた障害者から申立があったときは、相談支援事業者と連携して事実調査を行なう。 ○市長は、障害者に対する不利益な扱いについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な扱いの解消に関する施策を実施するものとする。 ○市長は、市長は、当該苦情の内容を公表することができる。 ○虐待についての対応は、第2章(障害者の権利擁護)第11条(障害者への差別禁止等)を設けて、通報、立ち入り調査、体制の整備、虐待防止の取組み状況の公表等を規定。				

条例の名称	障害のある人もない人も共に暮らす千葉県づくり条例	山梨県障害者幸住条例	行田市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例	北海道障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの促進に関する条例	障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例	さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例	
【県民（障害当事者を含む）】	(県民) ①障害のある人に対する理解を深めるよう努める ②県又は市町村が実施する。障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策に協力するよう努める (障害者および関係者) 障害のあることによる生活上の困難を周囲の人に対して積極的に伝えるよう努める	障害者の自立と社会経済活動への参加の支援に努めるとともに、県及び市町村が実施する施策に協力する (障害者) 自ら進んで、その自立を図り、社会を構成する一員として社会経済活動に参加するよう努めなければならない。	障害者の自立と社会経済活動への参加の支援を受けた児童等を見直した者は、速やかに市長に通告しなければならない。 第6条	北海道障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりを推進するための施策に協力するよう努める ②暮らしやすい地域づくりに努める ③児童等の保護者、養護者その他関係者は、前項に規定する安全確認に協力しなければならない。	第6条、県民及び事業者(以下「県民等」という。)は、障がいのある人が、地域の一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できるよう、支援に努めることにより、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい地域づくりに努めるものとする。 2 県民等は、基本理念に基づき、障がいについての理解を深め、障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消並びに県及び市町村が実施する障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策への協力に努めるものとする。 3 県民等は、障がいのある人の家族に対して必要な配慮をするよう努めるものとする。 4 障がいのある人は、自らの障がいの特性及び障がいのあることによる生活上の困難について県民等に伝へ、理解が得られるよう努めるものとする。	(市民等の責務) 第5条 市民及び事業者は、基本理念に基づき、障害者に対する理解を深めるとともに、障害者の権利を尊重し、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めなければならない。 (虐待の禁止) 第16条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。 (通報) 第17条 市民並びに事業者及び関係機関(これらの中の従業員を含む。)は、虐待を受けたと思われる障害者を発見したときは、速やかに、これを市長に通報しなければならない。 2 前項の規定による通報をされた事業者及び関係機関は、当該通報をした従業員その他の者に對し、当該通報をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。	
差別の範囲・内容				(障がい者への配慮) 第20条 道及び道設等は、学校、公共交通機関、職場その他の障がい者が安全であるために必要な配慮について合理的配慮(障がい者が、障がいの状態を実質的に日常生活又は社会生活を営むことができるようにするために必要な配慮をいう)に努めるとともに、差別や不利益な扱いをしてはならない。 ※条例には明記されず別途定めることされている。本文では合理的配慮、差別、不利益な扱い、差別の語が並列されており、差別は上位概念となっていない。			
【福祉サービス】	①福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること ②本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を附し、その他不利益な取扱いをすること	(県の努力義務) ①障害者の障害の種別及び程度に応じ、社会福祉施設等社会福祉事業に係る施設が総合的に整備されるようにする ②障害者が安心して居宅における日常生活を営むことができるようするために、市町村が共生型事業を実施するに当たっては、必要な支援に努めなければならない。	(高齢者施策等との連携) 第16条、道は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、地域の特性に応じ、共生型事業(障がい者、高齢者、子どもなど地域福祉に係る施設について、これを一括的に実施する事業をいう。以下この条において同じ。)の普及に努めるとともに、市町村が共生型事業を実施するに当たっては、必要な支援に努めなければならない。 (地域間格差の是正等) 第18条、道は、この条例に基づく障がい者の社会生活に関する施策の実施に当たっては、障がい者が希望する地域において暮らすことができるよう、サービス基盤の地域間格差の是正と地域間の均衡に配慮しなければならない。 ※(道の努力義務) 「保健・福祉及び教育との連携」として教育機関での取り組みについて道が配慮すること(第15条)、医療とハビリテーションの確保について道が努める義務(第12条)、高齢者施策との連携(第16条)、地域間の均衡(第18条)として言及されている。			エ 保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供又は不特定かつ多数の者に対する行っている商品若しくはサービス(保健医療サービス及び福祉サービスを除く。)の提供若しくは不動産の取引を、正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。	
【医療】	第二条の二 医療を提供し、又は受けさせる場合において、障害者の心身の状況に応じた治療、リハビリテーションその他の医療が提供されるようとする。 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を附し、その他不利益な取扱いをすること。 口法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強いて、又は隔離すること。	(県の努力義務) ①障害者の心身の状況に応じた治療、リハビリテーションその他の医療が提供されるようとする。	(医療とリハビリテーションの確保) 第12条、道は、地域で生活する障がい者に必要な医療とリハビリテーションを確保するよう努めなければならない。(道の努力義務)	(職員の育成) 第10条 県は、障がいのある人に対する支援を適切に行うため、医療、保健、福祉、教育等の業務において、障がいに関する専門的知識を有する職員の育成を図るとともに、すべての職員が障がいについての知識及び理解を深めるために必要な措置を講ずよう努めるものとする。			
【商品・サービス】	サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を附し、その他不利益な取扱いをすること		(道の努力義務) 自立した生活の確保に向けた企業その他の事業者による自主的な取組を支援するよう努める義務 ※利用者、消費者による行為ではなく企業の取り組みとして言及しており、商行為・サービスの提供、労働者の雇用を含むと解することができると思われる				

条例の名称	障害のある人も共に暮らす千葉県づくり条例	山梨県障害者差別解消条例	行田市現年・高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例	北海道障がい者及び障害者がいのちの権利擁護並びに障がい者及び障がい者の尊厳を守るための地図づくりの促進に関する条例	さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例	
【雇用】	<p>①労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を遂行することができる場合との他の合理的な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをするること</p> <p>②賃金、労働時間等の他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、本人が業務の本質的部分を遂行することができない場合との他の合理的な理由なく、障害を理由として、不利益な取扱いをするること</p> <p>③本人が業務の本質的部分を遂行することができない場合との他の合理的な理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強いること</p>	(県の努力義務) <p>障害者がその年齢、能力並びに障害の種別及び程度に応じ、適切な教育を受けられるようするために、教育の内容及び方法の充実その他必要な施策を講じる。</p>	(道の責務) <p>①企業、関係機関その他関係者との連携及び協力を図り、必要な施設を講じる義務</p> <p>②障害者の希望と適性に応じ、障害者が雇用契約に基づき就労することができる可能となること</p> <p>③福祉的就労関係事業所における工賃の水準の向上</p> <p>④その他必要な環境が整備されること</p> <p>⑤就労支援推進計画を策定する義務(計画の策定に当たっては、あらかじめ、北海道障害者就労支援推進委員会の意見を聽かなければならぬ)</p> <p>⑥道具や工具又は役器の調達等に当たっては、福祉的就労関係事業所及び知能による認証を得た事業者に対し配給するよう努める</p> <p>(道と使用者の責務) <p>①障害者雇用率の達成はもとより、一層の障害者雇用の促進に努めなければならない。</p> <p>②前項以外の者は、事業内容などを勘案して、障害者の雇用促進に努める。</p> <p>③障害を理由に、採用の拒否、解雇及び賃金、昇進等の労働条件や労働環境において、不利益又は不当な扱いを行わないよう努める義務</p> <p>(知事の取扱い組み) <p>①障害者の就労支援を行う事業者に対する認証を行う</p> <p>②事業者による認証の取得を促進するための措置を講じる</p> <p>-・利得の融資</p> </p></p>	(道の責務) <p>第1条 道は、障がいのある乳幼児期、学齢期等生涯を通じて一貫した切れ目のない支援を確保できるよう努めなければならない。</p> <p>(保健・福祉と教育の連携) <p>第15条 道は、保健・福祉と教育の連携を推進するに当たっては、次の点に配慮しなければならない。</p> <p>(1) 障がい児の希望などに応じた教育及び保育が受けられるようにする</p> <p>(2) 障がい児を受け入れる教育機関において、関係機関との連携等を通して、必要な介助、医療的ケア及び自立活動の指導の充実が図られるようになること。</p> <p>(3) 前号の教育機関の取組の推進を図るため、遊び及び関係機関は専門知識を有する人材の育成及び研修に努めること。</p> <p>(4) 障がい児に対する支援が、学校及び放課後を問わず、地域全体の連携及び協力を下す行われること。</p> <p>(5) 学校教育及び社会教育など生涯学習の場において、障がい者に関する理解の促進が図られるようになること。</p> <p>(道の配慮義務) <p>①障害児の希望などに応じた教育及び保育が受けられるようになると</p> <p>②障害児を受け入れる教育機関において、関係機関との連携等を通じて、必要な介助、医療的ケア及び自立活動の指導の充実が図られるようになること。</p> <p>③障害者に対する支援が、学校及び放課後を問わず、地域全体の連携及び協力を下す行われること。</p> <p>④学校教育及び社会教育など生涯学習の場において、障がい者に関する理解の促進が図られるようになること</p> <p>(道の努力義務) <p>①移動手段の確保) <p>第13条 道は、地域で生活する障がい者の障がいの別及び程度にかかるわざ、いかなる差別も受けことなく必要な移動の手段が確保されるよう、公共交通事業者との他の関係者の理解を得ることができるよう努めなければならない。</p> </p></p></p></p>	ウ 障害者を雇用し、又は業務に採用される場合に行なう次に掲げる行為	さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例
【教育】	<p>①本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける権利を与えないこと</p> <p>②本人若しくはその保護者の意見を聴かないで、又は必要な説明を行わないで、入学する学校を決定すること</p>	(県の努力義務) <p>障害者がその年齢、能力並びに障害の種別及び程度に応じ、適切な教育を受けられるようするために、教育の内容及び方法の充実その他必要な施策を講じる。</p>	(道の責務) <p>第14条 道は、障がいのある乳幼児期、学齢期等生涯を通じて一貫した切れ目のない支援を確保できるよう努めなければならない。</p> <p>(保健・福祉と教育の連携) <p>第15条 道は、保健・福祉と教育の連携を推進するに当たっては、次の点に配慮しなければならない。</p> <p>(1) 障がい児の希望などに応じた教育及び保育が受けられるようにする</p> <p>(2) 障がい児を受け入れる教育機関において、関係機関との連携等を通して、必要な介助、医療的ケア及び自立活動の指導の充実が図られるようになること。</p> <p>(3) 前号の教育機関の取組の推進を図るため、遊び及び関係機関は専門知識を有する人材の育成及び研修に努めること。</p> <p>(4) 障がい児に対する支援が、学校及び放課後を問わず、地域全体の連携及び協力を下す行われること。</p> <p>(5) 学校教育及び社会教育など生涯学習の場において、障がい者に関する理解の促進が図られるようになること。</p> <p>(道の配慮義務) <p>①障害児の希望などに応じた教育及び保育が受けられるようになると</p> <p>②障害児を受け入れる教育機関において、関係機関との連携等を通じて、必要な介助、医療的ケア及び自立活動の指導の充実が図られるようになること。</p> <p>③障害者に対する支援が、学校及び放課後を問わず、地域全体の連携及び協力を下す行われること。</p> <p>④学校教育及び社会教育など生涯学習の場において、障がい者に関する理解の促進が図られるようになること</p> <p>(道の努力義務) <p>①道の推進に果たすべき教育の役割的重要性にかんがみ、障がいのある人が障がいのない人と共に学び、必要な教育を受けることができるよう、教育の支援体制の整備及び充実に努めるものとする。</p> </p></p></p>	イ 障害者に教育を行い、又は受けさせる場合に行なう次に掲げる行為	さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例	
【建物・公共交通機関】	<p>①建物の本質的な構造上やむを得ない場合との他の合理的な理由なく、障害を理由として、不特定かつ多数者の利用に供されている建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他の不合理な取扱いをする</p> <p>②本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない場合又は身体の保護のためやむを得ない場合、障害を理由として、公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他の不合理な取扱いをする</p>	(県の努力義務) <p>障害者が公共交通機関を容易に利用することができるようするために必要な施設を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>その他福祉のまちづくりに関連して、助言、指導、検査、立ち入り調査、勧告、公示を規定</p>	(道の努力義務) <p>(移動手段の確保) <p>第13条 道は、地域で生活する障がい者の障がいの別及び程度にかかるわざ、いかなる差別も受けことなく必要な移動の手段が確保されるよう、公共交通事業者との他の関係者の理解を得ることができるよう努めなければならない。</p> </p>	オ 不特定かつ多数者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、建物その他の施設の本質的な構造上やむを得ないとき、本人の生命又は身体の保護のためが必要があるときその他の正当な理由があるときを除き、障害者との持つ障害を理由として、当該建物その他の施設又は当該公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。	さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例	
【不動産取引】	障害を理由として、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借様の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること	(県の努力義務) <p>障害者の生活の場としての不動産の取引を含むと解することができると思われる。</p>	※商品・サービスの项に記した通り、企業の取り組みとして旨としてあり障害者の生活の場としての不動産の取引を含むと解することができると思われる。	(障害者の居住場所の確保等) <p>第24条 市は、障害者が自ら選択した地域で生活を営むことができるようするため、障害者の居住する場所の確保及び居住の継続のために必要な施設を講じなければならない。</p> <p>2 事業者は、障害者又は障害者と同居する者と不動産の取引を行う場合において、市及び相談支援事業者と連携し、障害者が地域の中で安心して自立した生活を営む上で必要な居場所の提供に努めなければならない。</p>	さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例	
【情報の提供】	<p>①障害のある人に対して情報の提供をするとときにこれを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること</p> <p>②障害を理由として、障害のある人の情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること</p>	(県の努力規定) <p>①市民が障害者について理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行う</p> <p>②障害者の自己と社会経済活動への参加の促進にし、障害者に対し、障害の種別に応じた適切な情報の提供を行うよう努める</p>	(情報の提供) <p>第7条 読みと牌がいのいに係る情報を有するものは、情報の保護に留意とともに、相互に連携し、その責任と能力に応じて暮らしやすい地域づくりを促進するにし、障がい者が必要とする情報の提供に努めるのとぞと道民の努力規定</p>	カ 日常生活等で営む上で必要な情報を提供する場合において、正当な理由なく、障害者を理由として、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。	さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例	

条例の名称 【づくり条例】	障害のある人も共に暮らす千葉県 山梨県障害者幸住条例	行田市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例	北海道障がい者及び障がい者の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例	障がいのある人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例	さいたま市障もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例
【選挙権の行使】					
【行政手続き】					
【文化的生活】	(県の努力義務) ①障害者が自主的かつ積極的に文化、スポーツ及びクリエーションに関するサービスを受けることができるようするために必要な取組を行う。 ②障害者の国際友好親善に貢献するための施策を推進する		(障がい者の家族に対する配慮) 第17条 道は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、障がい者の家族に対して必要な配慮をしなければならない。 (地域間格差の是正等) 第18条 道は、この条例に基づく障がい者の社会生活に関する施策の実施に当たっては、障がい者が希望する地域において暮らしができるよう、バス基礎の地域間格差の是正と地域間の均衡的配慮しなければならない。 ※これより個人の文化的な生活を保障することを直接的に規定する条文ではないが、家族への支援を行うこと、提供される支援に地域間格差をさせないこととしていることによって、地域社会の一員としての障害者、家族の一員としての障害者を間接的に支援の対象としてみてこの項目に該当すると見なした。		
虐待の定義	①身体的虐待 ②性的虐待 ③放任 ④心理的虐待 ⑤性的の施設 ※上記は条例制定時の定義。障害者虐待防止法の施行によらない虐待の定義に該当する条項であった。障害者虐待の禁止(第九条)、通報(第十条)、通報があった場合の権限行使(第十一条)等の関係条文はすべて削除された。	ア 身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加えることは不適切な身体拘束若しくは行動制限を行うこと。 イ 性的暴力又は性的いたずらを加えること。 ウ 若しい精神的苦痛を与える言動を行うこと。 エ 羞恥感を著しくすること。 オ 高齢者又は障害者の所有する財産を不適切に使用し、又はその意思に反して損害を与えること。	(虐待の禁止) 第1条 何人も、障がい者に対し、次に掲げる行為(以下「虐待」という。)をしてはならない。 (1) 障がいのある人の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 (2) 障がいのある人の身体にわいせつな行為をすることは障がいのある人をしてわいせつな行為をさせること。 (3) 障がいのある人を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の障がいのある人を衰弱させるべき義務を著しく怠ること。 (4) 障がいのある人にわいせつな言葉又は著しく絶対的な対応その他の障がいのある人に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 (5) 障がいのある人の財産を不当に処分することその他当該障がいのある人から不当に財産上の利益を得ること。	(9) 虐待 次に掲げる行為をいう。 ア 障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 イ 障害者にわいせつな行為をすること、障害者をしてわいせつな行為をさせること又は障害者であることを理由に、本人の意思にかかわらず、交際若しくは性的な行為を不当に制限し、若しくは生殖を不能にすること。 ウ 障害者に対する新しい基言又は著しく絶対的な対応その他の障害者に著しい心身の健康を毀損する行為を行うこと。 エ 障害者を強制せざるがままに誤食又は長時間の放置をすること。 オ 障害者を強制せざるがままに誤食又は長時間の放置をすることその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。	(委員会の設置等) 第15条 市長は、障がいのある人に対する不利益な取扱い及び虐待に関する相談に応じ、これに対する助言及び調整等必要な措置を講ずるものとする。 ○逐条解説 ・本条に規定する相談、助言等の実施に当たっては、障がいのある方々の便宜、実効性の確保等の観点から、居住する市町村の地域内に相談等を受けた後に、専門的な見地(から助言を行ったり、必要に応じて関係者間の調整などを行ったり)することができるよう体制(市町村単位の窓口・障がい保健福祉団塊単位の対応)とすることが望ましいと考えられるところです。 ・地域で解決できない困難事例については、岩手県保健福祉部へ調整等を依頼する。 ・岩手県保健福祉部は、「岩手県障害者施策推進協議会(部会)」の意見を聞きながら助言・調整を実施する。
解決のための仕組み【調整】	調整委員会の設置		障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会(第41条)の所掌事務として定義。また、地はづくり担当員(第46条)は、調査(第47条)、勧告、指導(第48条)を行うことができる (所掌事務) 第42条 地域づくり委員会の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) 障がい者の地域での暮らしを支えるサービスに関すること。 (2) 差別や虐待及び権利擁護に関すること。 (3) その他の地域で暮らす障がい者の暮らしやすさに関すること。	地域調整会議を開催(不利益な取扱い等に関する相談、助言等)	(委員会の設置等) 第15条 市長は、障がいのある人に対する不利益な取扱い及び虐待に関する相談に応じ、これに対する助言及び調整等必要な措置を講ずるものとする。
【構成】	・20人以内 ・障害のある人 ・扶養家族 ・福祉、医療、雇用、教育、法律その他障害のある人に対する差別の解消について専門的な知識を有する者		(組織) 第43条 地域づくり委員会は、委員10人以内で組織する。 (委員) 第44条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。 (1) 当該年度で生活する障がい者 (2) 地域住民 (3) 学業経験者 (4) 関係行政機関の職員 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 委員は、再任されることができる。		2 委員会は、委員10人以内をもって組織する。 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 (1) 学業経験を有する者 (2) 障害者 (3) 障害者の代表者 (4) 障害者に関する団体の代表者 (5) 市民 (6) 関係行政機関の職員 (7) 市職員 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
条例の名称 【づくり条例】	障害のある人も共に暮らす千葉県 山梨県障害者幸住条例	行田市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例	北海道障がい者及び障がい者の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例	障がいのある人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例	さいたま市障もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例

	広域専門指導員の委嘱、地域相談員			地域づくり推進員		
【相談員】						
【調整の方法】	相談、調査、助言、斡旋、勧告、訴訟の援助、表彰、情報の提供			地域づくり推進員(第46条)は、調査(第47条)、勧告、指導(第48条)を行うことができる 知事は、改善の勧告に対し改善が図られないものについて、勧告の内容を公表することができる(第48条3)	助言、調査 市町村等の相談窓口は、相談を受け付け、相談内容等を広域振興局等へ引き継ぐ。 県の相談窓口は、引き継ぎを受けた相談内容の確認を行う。	調査および助言、斡旋
【罰則】	一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金					
【その他】	推進会議を設置し分野別会議を置く			・北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部(第49条)にて総合的な施策に係る事項の企画、調整、検討、さらに、調査部会をもち調査を実施(第50条) ・認証制度(第30条)の創設と、道の調達における優遇措置(第32条)(調達等への配慮) 第32条 道は、障がい者の就労を支援する施策を推進するため、道の物品又は役務の調達等に当たっては、福祉的就労関係事業所及び第30条の認証を取得した事業者に対し配慮するよう努めるものとする。		権利擁護に関する委員会のほかに同条例において地域自立支援協議会が規定されている(第31条)
参考にした資料等について	英文以外の情報については千葉県「障害者差別をなくすための研究会」会議資料より 愛知県障害者(児)の生活と権利を守る連絡協議会(愛障協)ホームページリンクより			愛知県障害者(児)の生活と権利を守る連絡協議会(愛障協)ホームページリンクより		

* 福祉労働133号(2011)等を参照した。

条例の名称	障害のある人も共に生きる熊本づくり条例 (熊本県条例第32号)	障害のある人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例 平成23年12月15日八王子市条例第24号	障害のある人も共に生きる平和な長崎県づくり条例 (平成25年5月31日長崎県条例第25号)	宮城条例案	鳥取県人権障害救済条例	愛知条例要綱案b
制定までの経過	平成20年、蒲島知事のマニフェスト、東氏を中心とした準備会を経て翌21年に公表。東氏の異動により22年から県議会は福祉協会松永氏が代表を引き継ぎ、事例募集を経て、県は22年4月に条例例会委員会を開催し、11月までに5回の委員会を開催した。条例案は翌2月定期議会に提出される予定であったが自民党県議団が条例案に反対し、改定の後、23年6月定期会全会一致で可決成立した。	平成19年12月にJILを中心として八王子障害者の権利を求める会が設立された。平成20年から障害者団体が主導して、障害者の権利を考えるセミナーや勉強会が定期的に開催され、障害者の権利に対する意識を高め、平成22年第4回市議会で条例案が審議され、議員提案条例として可決成立了。	県内の障害者関係団体等で構成される長崎県障害者差別禁止条例(仮称)制定推進協議会において草案が検討され、県議会条例制定後討議協議会が検討を引き継ぎ、議員提案条例として可決成立了。	浅野史郎知事が船橋施設化などと並行して、千葉県の条例づくりに刺激されて制定を提案。当事者団体を中心に作成が始められ、関係者が千葉県の研究会を傍聴したこともあった。条例案の作成について当事者団体内外の意見が統一されず、知事が交換もあって運動としてはなくなつた。	平成18年、片山哲博知事にて可決成立了。人権侵害の規定が明確ではない。教科書においてマスコミが除外されていないことについて、県弁護士会、日弁連、地元および全国紙のマスコミ各社が反対運動を展開し、後ADLの施行をさかのぼって停止する条例を制定した。	平成19年2月に愛知障害フォーラムADLが設立。県議会に置いて議員立法の経験がないというから、平成18年12月に県議会民主党にてプロジェクトチームが発足したが、ADLは県議会から、独自に案を作成することになった。千葉県条例などの制定状況を踏まえて条例の見直しも行われたが、ADL案には、民主党が別途作業している事業であるという理由で自民党が反対。その後ADLの代替案などもあり運動が立ち消えとなった。
年および動き	平成23年7月1日施行、24年4月1日全面施行	平成24年4月1日施行	平成25年5月22日可決成立、同月31日公布 平成26年4月1日から施行 第3章第1節の規定(調整委員会)は、公布の日から施行する	平成17年5月15日作成案(第7回「障害者差別をなくすための研究会」(平成17年5月26日開催)会議資料)	平成18年6月1日施行 平成19年4月1日、18年3月28日に遅延停止する条例が施行 (平成21年2月県議会に代替案を提出)	平成20年10月に議長に提出(議会への陳情書という形での提出)
障害の定義	第2条 この条例において「障害」とは、身体障害、知的障害、精神障害その他心身の機能の障害(以下「障害」と総称する)。がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、この条例において「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事務、制度、慣習、観念その他一切のものとし、	①身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)、その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する)。がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、この条例において「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事務、制度、慣習、観念その他一切のものとし、	第2条 この条例において「障害のある人」とは、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する)。がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的には断続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける人のとし、	身体障害、知的障害、精神障害又は発達障害があるため、継続的に日常生活において相当な制限を受ける人は社会生活において相当な制限を受ける人のとし、	継続的に日常生活又は社会生活が相当な制限を受ける程度の身体障害、知的障害又は精神障害	心身の状態が、疾病、変調、傷害その他の事情に伴い、その時々の社会的環境において求められる能力又は機能に達しないことにより、それが日常生活又は社会生活において継続的に影響を及ぼす状態
差別の定義	第9条 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存しつき、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとなるよう、その実施について必要かつ合理的な配慮(第11条第1項において「合理的な配慮」とい)。がされなければならない。 ○福祉サービス、医療、保健又はサービス、労働、教育、建物交通機関の利用、不動産取引、情報提供、使用会社の意思表示ごとにやむを得ない理由がある場合を除いて、不利益取扱いを禁止	障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をいう。	第2条 3 この条例において「差別」とは、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不均等待遇を行うこと又は合理的な配慮を怠ることをい。 4 この条例において「不均等待遇」とは、障害又は障害に関する事由を理由として、区別、排除等しては制限し、又はそれに条件を付し、その他の異なる取り扱いをするこをい。	※生活分野別に差別行為をあげることにより、差別の定義としてある。	(人権侵害の定義) ①不当な差別の取扱い又は差別的言動 ②虐待 ③意に反して反社会的な言動 ④名譽又は社会的信用を毀損させる目的で、公然と誹謗、中傷、事実などの情報を公然と表示する行為 ⑤依頼を受けた権利利益を不当に侵害するおそれがある物を收集する行為 ⑥着しく粗野または乱暴な言動を反復する行為 ⑦不特定多数の者が有する属性を標示することを可能とする情報を公然と表示する行為 ⑧不當な差別の取り扱いをする意思を公然と表示する行為	①不利益な取り扱い ②排除ないし制限する行為(直接差別・間接差別) ③実質的平等を確保するための合理的な配慮を怠ること
義務(自治体)	○不利益取扱いを受けた障害者は、知事に対し、助言又はあわせんを求めることができ、知事は「熊本県障害者の相談に関する調整要綱」に基づき、相談する障害者を求めることができる。 ○同調整委員会は、手帳があつてない人に応じて、知事に助言を求めることができる。知事は相手方が助言に同意しない場合には、その旨を公表することができる。 ○県は、全ての県民の不利益取扱い、合理的な配慮又は虐待に関する特定相談に応じ、地域相談員及び広報相談員と協力して必要な業務(①関係者への必要な助言、②関係者間の調整、③関係行政機関の通告、通報等)を行う。	(市) 基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解を広げ、差別をなくすための施設を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。市民及び事業者が障害及び障害者に対する理解を深めることを目的とする。障害者に対する支援を適切に行うため、全ての職員が障害及び障害者についての知識を習得し、及び理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。 ○市は、全ての県民の不利益取扱い、合理的な配慮又は虐待に関する特定相談に応じ、地域相談員及び広報相談員と協力して必要な業務(①関係者への必要な助言、②関係者間の調整、③関係行政機関の通告、通報等)を行う。	(県の責務) 第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障害者基本法との他の法令の規定と規則を適用。以下同じ。との認可と回つて、障害及び障害者のある人に対する理解を深め差別をなくすための施設を総合的かつ計画的に実施するものとする。 (市及び町村との連携) 第5条 県は、市又は町がその地域の特性に応じた、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施設を実施する場合にあつては、当該市又は町と連携するとともに、当該市又は町に対して、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。 (市及び町の役割) 第6条 市及び町は、基本理念にのっとり、県との連携の役割分担を踏まえて、その地域の特性に応じた、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施設を策定し、及び実施するよう努めるものとする。 (財政上の措置) 第7条 知事は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施設を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。 (人権侵害の防止) 第8条 知事は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施設を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。 (人権侵害の防止) 第9条 県は、市又は町がその地域の特性に応じた、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすことの重要性に関する県民の理解と関心の増進が図られるよう、障害及び障害のある人にに関する知識の普及啓発そのための広報活動、障害のある人と障害のない人の交流の機会の提供その他必要な施設を講ずるものとする。	(県および市町村) 障害のある人の地域における社会参加を促進し、障害のある人にに対する理解を深め差別をなくすための施設を総合的かつ計画的に実施するものとする。 (市町村との連携) 第5条 県は、市又は町がその地域の特性に応じた、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施設を実施する場合にあつては、当該市又は町に対して、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。 (市及び町の役割) 第6条 市及び町は、基本理念にのっとり、県との連携の役割分担を踏まえて、その地域の特性に応じた、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施設を策定し、及び実施するよう努めるものとする。 (財政上の措置) 第7条 知事は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施設を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。 (人権侵害の防止) 第8条 県は、市又は町がその地域の特性に応じた、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすことの重要性に関する県民の理解と関心の増進が図られるよう、障害及び障害のある人にに関する知識の普及啓発そのための広報活動、障害のある人と障害のない人の交流の機会の提供その他必要な施設を講ずるものとする。	なし(代替案) 人権相談窓口の設置	①施設の策定と実施の責任 ②技術的、行政的、財政的支援の義務 ③市町村との連携と協力の義務

条例の名称	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例	障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例	障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例	宮城条例案	島根県人権侵害救済条例	愛知条例要綱案
【県民・障害当事者を含む】	県民は、第3条に規定する基本理念にのっとり、障害者に対する理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する障害者の権利擁護等のための施策に協力するよう努めるものとする。	(市民及び事業者) 基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解を深め、市が実施する障害者に対する差別をなくすための施策に協力するよう努めなければならない。 市、市民及び事業者は、次に掲げる場合には、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとする。 （市民等の役割） 県民、県民、事業者及び関係団体は、基本理念にのっとり、障害及び障害のある人にに対する理解を深めるよう努めるとともに、障害のある人及びその家族その他の関係者が障害による生活上の困難を軽減するための支援を周囲に気兼ねなく求めることができる社会環境の実現に寄与するよう努めるものとする。 2 県民、事業者及び関係団体は、基本理念にのっとり、県又は市若しくは町が実施する障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策に協力するよう努めるものとする。	（県民等の役割） 県民、事業者及び関係団体は、基本理念にのっとり、障害及び障害のある人にに対する理解を深めるよう努めるとともに、障害のある人及びその家族その他の関係者が障害による生活上の困難を軽減するための支援を周囲に気兼ねなく求めることができる社会環境の実現に寄与するよう努めるものとする。 2 県民、事業者及び関係団体は、基本理念にのっとり、県又は市若しくは町が実施する障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策に協力するよう努めるものとする。	なし	なし	①理解の努力 ②当事者から発信の努力 ③施策への協力の努力
差別の範囲・内容	第8条 何よりも、次に掲げる行為(以下「不利益取扱い」という。)をしてはならない。 第9条 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを愈にとよて障害者の権利利益を侵害することとなるいよいよ、その実施について必要かつ合理的な配慮(第11条第1項にいて「合理的配慮」という。)がされなければならない。	(差別の禁止) 第9条 何よりも、次条から第19条までに定めるものほか、あらゆる分野において、障害のある人に対して、差別をしてはならない。				
【福祉サービス】	○障害者に社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合において、障害者が必要としている理由を理由とする差別を除き、他の合理的な理由がある場合は除き、障害者を差別するよう医療関係団体との調整に努めるものとする。 (医療) ○障害者に障害者自立支援法第11項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、障害者に対して同一の条件で、障害者を理由として、障害者を差別する場合その他の合理的な理由がある場合は除き、障害者を差別して、医療サービスの提供を拒み、若しくは条件を付し、その他不利益取扱いをすること。 ○障害者に障害者自立支援法第11項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、障害者である子どもが、可能な限りその身近な場所において療育その他の間に連なる支援を受けられるよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。 ○障害者に障害者自立支援法第11項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、障害者に対して同一の条件で、障害者を理由として、障害者を差別する場合その他の合理的な理由がある場合は除き、障害者を差別して、医療の提供を拒み、若しくは条件を付し、その他不利益取扱いをすること。 イ イ 障害者の生命又は人らしい保護のためやむを得ない必要があると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益取扱いをすること。 ア ア 障害者の生命又は人らしい保護のためやむを得ない必要があると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益取扱いをすること。	医療又はリハビリテーションを提供するとき。 医療を行うとき。 (医療及びリハビリテーション) 第11条 市は、地域で生活する障害者に必要な医療及びリハビリテーションが受けられるよう医療関係団体との調整に努めるものとする。 (医療) 第11条 市は、障害者である子どもが、可能な限りその身近な場所において療育その他の間に連なる支援を受けられるよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。 ○障害者に障害者自立支援法第11項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、障害者に対して同一の条件で、障害者を理由として、障害者を差別する場合その他の合理的な理由がある場合は除き、障害者を差別して、医療の提供を拒み、若しくは条件を付し、その他不利益取扱いをすること。 ○障害者に障害者自立支援法第11項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、障害者である子どもが、可能な限りその身近な場所において療育その他の間に連なる支援を受けられるよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。 ○障害者に障害者自立支援法第11項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、障害者に対して同一の条件で、障害者を理由として、障害者を差別する場合その他の合理的な理由がある場合は除き、障害者を差別して、医療の提供を拒み、若しくは条件を付し、その他不利益取扱いをすること。 イ イ 障害者の生命又は人らしい保護のためやむを得ない必要があると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益取扱いをすること。 ア ア 障害者の生命又は人らしい保護のためやむを得ない必要があると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益取扱いをすること。	(福祉サービスの提供における差別の禁止) 第10条 障害福祉サービス、介護保険サービスその他の福祉サービス(以下「福祉サービス」といいます。)の提供を行なう者は、障害のある人に対して、障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行なうことなく、障害のある人の意思又はその家族等の意思(障害のある人の意思又はその家族等の意思)を尊重することが困難である場合を除き、障害者を理由として、福祉サービスの提供を行なう医療機関等の他福祉サービスを行なう施設への入所(入院を含む。)又は通所を行なう場合を除くこと。 2 福祉サービスの提供を行なう者は、障害のある人に対して、障害のある人の生命又は身体の安全の確保のためにやむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、福祉サービスの提供に関し、不均等待遇を行なうことはなはず、又は合理的配慮を怠ってはならない。	①本人の意に反して施設生活を強いること ②自立生活において介助者の選択・利用を制限すること	①入所施設における生活の強制 ②サービスの提供の拒否、制限、条件を課す ③その他の不利益な取り扱い	
【医療】	第9条 障害者に医療を提供する場合において、障害者に対して行う次の(2)の行為 ア 障害者の生命又は人らしい保護のためやむを得ない必要があると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益取扱いをすること。 イ イ 障害者の生命又は人らしい保護のためやむを得ない必要があると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、医療の提供を拒み、若しくは条件を付し、その他不利益取扱いをすること。 ア 障害者の生命又は人らしい保護のためやむを得ない必要があると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益取扱いをすること。	(医療の提供における差別の禁止) 第11条 医師その他の医療従事者は、障害のある人に対して、障害を理由として、法令又は別段の定めがある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合その他の意思(障害のある人の意思又はその家族等の意思)を尊重することが困難である場合に限る。)に反して、医療を行なうよう強制してはならない。 2 医師その他の医療従事者は、障害のある人に対して、障害のある人の生命又は身体の安全の確保のためにやむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、医療の提供に関し、不均等待遇を行なうことはなはず、又は合理的配慮を怠ってはならない。	受診の機会を妨げ、サービスに格差を設けること		①提供の拒否、制限、条件を課す、その他不利益な取り扱い ②希望しない長期間の入院、医療の強制、隔離	
【商品・サービス】	(4) 障害者に商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、障害者に対して、その障害の特性により他の者に同じ提供するサービスの質が著しく損なわれるものがくると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。	商品を販売し、又はサービスを提供するとき。	(商品及びサービスの提供における差別の禁止) 第12条 商品及びサービス(第10条の福祉サービスを除く。以下同じ。)の提供を行なう者は、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、商品及びサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。	行政や接客等サービスの利用を制限し、拒否すること	提供の拒否、制限、条件を課す、その他不利益な取り扱い	

条例の名称	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例	障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例	障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県つくり条例	宮城条例案	鳥取県人権侵害救済条例	愛知条例要綱案
【雇用】	(5) 労働者の募集又は採用を行う場合において、障害者に対して、従事させようとする業務を障害者が適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、募集若しくは採用を行わず、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。 (6) 障害者を雇用する場合において、障害者に対して、業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、賃金、労働時間等その他の労働条件、配置(業務の配分及び権限の付与を含む)、昇進、降格、教育訓練若しくは福利厚生についての不利益な取扱いをし、又は解雇すること。 障害者雇用促進企業等からの物品等の認定に関する規程(平成19年4月4日熊本県告示第337号一部改正)にて、促進企業、支援企業の登録を通して件の物品認定等の入れにおいて後退している	(市、市民及び事業者の合理的配慮への努力規定) 労働者の募集、採用及び労働条件を決定するとき。	(労働及び雇用における差別の禁止) 第13条 事業者は、障害のある人にに対して、当該障害のある人が合理的配慮をなされたものなおその業務を適切に遂行することができない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、労働者の募集若しくは採用に際し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。 2 事業主は、障害のある人にに対して、当該障害のある人が合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、次に掲げる事項について不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。 (1) 賃金 (2) 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇 (3) 算定、配分、転換、休職及び復職 (4) 人事評議会の研修 (5) 福利厚生 (6) その他の労働条件 3 事業主は、障害のある人が合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、障害を理由として、当該障害のある人を解雇してはならない。	雇用・解雇・賃金、労働条件において不利に扱うこと		①応募・採用の拒否、条件を課す、その他不利益な取り扱い ②労働条件、配置、福利厚生などの不利益な取り扱い ③障害を理由とした解雇、退職の強制
【教育】	(7) 障害者に教育を行う場合において、障害者に対して行うべき行為 ア 障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を講じなければならないこと。 イ 障害者又はその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。第16条第2項において同じ。)への意見聴取及び必要な説明を行わないで、就学させるべき学校(同法第1条に規定する小学校、中学校又は特別支援学校(小学部及び中学部に限る。)を指すこと。	(市、市民及び事業者の合理的配慮への努力規定) 教育を行うとき。 (教育) 第12条 市は、障害者である児童及び生徒がその年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた教育を受けることができるよう必要な措置を講じよう努めるものとする。	(教育における差別の禁止) 第14条 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、就学に関して、法令等の趣旨に反し、障害を理由として、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。 (1) 障害のある人及びその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者又は就学する経費を負担する者をい。以下同。)に対して故意に差別情報を提供を行わないこと。 (2) 障害のある人及びその保護者との意見を尊重せず、障害のある人及びその保護者との間で学校教育の場において必要な支援等について合意形成を図らうしないこと。 2 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、学校教育の場において、障害の持れる人が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、障害のある人にに対して、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。	本人およびその親権者の意に反して就学先を指定すること 親権者に過度の負担を強いること		①適切な指導・必要な支援を本人又は保護者の意に反して与えないこと ②本人又は保護者が希望しない学校への入学の強制 ③人的、物的、経済的負担を課すこと
【建物・公共交通機関】	(8) 障害者が不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他施設又は公共交通機関を利用する場合において、障害者に対して、建物その他の施設の構造上又は公共交通機関の車両、船舶及び航空機の構造上やむを得ないと認められる場合、障害者の生命又は财产(人の保護のためやむを得ないと認められる施設その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し)の他不利益な取扱いをすること。	(移動手段の確保) 第9条 市は、障害者の社会参加を推進するため、障害者が必要とする移動の手段が確保できるよう、公共交通事業者その他の関係者の理解及び協力を得るよう努めるものとする。 不特定多数の者が利用する施設(公共交通機関を含む。)を提供するとき。	(建築物の利用における差別の禁止)第15条 多数の者の利用に供される建築物の所有者、管理者又は占有者は、障害のある人にに対して、当該建築物の構造上やむを得ないと認められる場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該建築物の利用に際し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。 (交通機関の利用における差別の禁止) 第16条 公共交通事業者等(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第4号に規定する公共交通事業者等をい。)は、障害のある人にに対して、その管理する施設(車両等の構造上やむを得ないと認められる場合を除き、当該建築物の利用に際し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない)。	①公共交通機関の利用を制限、拒否 ②不特定かつ多数の者が利用する施設の利用を制限、拒否		利用の拒否、制限、条件を課す、その他不利益な取り扱い
【不動産取引】	(9) 不動産取引を行う場合において、障害者又は障害者と同居する者に対して、建物の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、不動産の売却若しくは買戻、賃貸、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。	(市、市民及び事業者の合理的配慮への努力規定) 不動産の取引を行うとき。	(不動産取引における差別の禁止) 第17条 不動産の売買、交換又は賃貸借その他の不動産取引(以下「不動産取引」とい。)を行おうとする者は、障害のある人にに対して、法に別段の定めがある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、不動産取引契約の締結に際し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。	取得・利用において不利に扱うこと		売却、賃貸、転貸、賃借権の譲渡を拒否、制限、条件を課す、その他不利益な取り扱い
【情報の提供】	(10) 障害者から情報の提供を求められた場合において、障害者に対して、当該情報を提供することにより他の者の権利利益を害するおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他の不利益な取扱いをすること。 (11) 障害者が意思を表示する場合において、障害者に対する意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、意思の表示を受けることを拒み、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。	(市、市民及び事業者の合理的配慮への努力規定) 情報収集を図るとともに不特定多数の者に情報を提供するとき。 (情報伝達)第10条 市は、障害者が自己を選択するコミュニケーション手段(字幕、手話通訳、委託筆記、音声解説器)を利用できることによるコミュニケーション手段の普及啓発及び利用拡大の支援に努めるものとする。 (11) 障害者が意思を表示する場合において、障害者に対する意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、意思の表示を受けることを拒み、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。	(情報の提供者における差別の禁止) 第19条 多数の者の利用に供される建築物の所有者、管理者又は占有者は、障害のある人にに対して、法に別段の定めがある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該建築物の利用に際し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。 (意思表示の受領における差別の禁止) 第19条 障害のある人がいることができる手段による意思表示ではその意思を確認することに著しい支障がある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該意思表示を受けるに際し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。	視覚、聴覚、知的障害者等の情報の利用を制限、拒否すること		本人への提供、本人の提供について拒否、制限、条件を課す、その他不利益な取り扱い